

M I C E 誘致促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、市町村及び市町村観光協会等（以下、「市町村等」という。）と連携し、長野県内へのM I C E 誘致を促進し、地域経済の活性化と観光振興を図るため、M I C E の主催者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱においてM I C E とは、長野県内で実施される次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 企業等の会議
主に企業がグループ企業やパートナー企業等を集めて行う企業会議、大会、研修会等の会合
- (2) 国際会議
国際機関や政府機関、団体、学会等が開催する大規模な会議
- (3) 展示会、見本市、イベント
国際見本市、展示会、博覧会といったエキシビションや、スポーツ・文化イベント等
- (4) 報奨・研修旅行
企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行
- (5) スポーツ合宿
各国競技連盟等が行う事前合宿や集中的なトレーニングを行うための強化合宿

(対象事業者)

第3 補助金の対象事業者は、市町村等の助成を受ける者で、かつ、次の各号に定める者とする。

- (1) 第2に規定するM I C E の主催者
- (2) 報奨・研修旅行及びスポーツ合宿については、主催者からの依頼に応じて当該旅行の企画手配を行う旅行者とし、旅行業法に基づく観光庁長官または都道府県知事登録を受けている者

(事業の種類、要件、補助額及び限度額)

第4 補助金の交付対象となる事業の種類、要件、補助額及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は長野県が主催（共催含む）するもの
- (2) 宗教団体が主催するもの
- (3) 政治団体が主催するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 長野県からの他の補助・助成を受けているもの
- (6) その他補助金の目的に相応しくないと認められるもの

(補助金交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助金申請額の変更（20パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整備し、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、速やかに知事に報告すること。この場合にあつては、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（交付申請書）

- 第6 規則第3条に規定する申請書は、MICE誘致促進事業補助金交付申請書によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、補助事業に係る収入支出予算書、その他必要と認められる書類とする。
 - 3 前2項の書類の提出期限は別に定める。

（事前着手）

- 第7 補助金の対象事業者が、規則第4条による交付決定前に事業を実施しようとする場合は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、MICE誘致促進事業補助金事前計画書、その他必要と認められる書類を提出するものとする。
- 2 知事は、前項の書類の提出があつた場合において、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の交付の内示を行う。
 - 3 前項による内示を受けた者は、MICE誘致促進事業補助金事前着手届を知事に提出するものとする。

（実績報告書）

- 第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、MICE誘致促進事業補助金実績報告書によるものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、補助事業に係る収入支出決算（見込み）書、その他必要と認められる書類とする。
 - 3 前2項の書類の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

- 第9 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、MICE誘致促進事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（申請書の様式等）

- 第10 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

(別表)

事業の種類	要件	補助額	限度額
企業等の会議	次に掲げる要件をすべて満たすもの (1)参加者数(実人数)が50名以上であること(オンライン参加者は除く) (2)オンライン参加者も含め、参加国が日本を含む3か国以上であること (3)開催日数が連続した2日以上であること	国内参加者について 1人あたり5,000円を乗じた額と国外参加者について1人あたり10,000円を乗じた額の合計 (国外参加者には、在外日本人を含み、在日外国人は除くものとする。)	1,000,000円 または開催に要する経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)のいずれか低い額 (開催に要する経費は、会場費、印刷製本費、広報宣伝費、交通費、謝金、通信費、消耗品費とし、飲食費は除くものとする。)
国際会議			
展示会、見本市、イベント			
報奨・研修旅行	国外参加者数(実人数)が10名以上かつ県内での宿泊が延べ30人泊以上であること	以上の算定については、オンライン参加者は含まない。	
スポーツ合宿	国外参加者数(実人数)が10名以上かつ県内での宿泊が延べ50人泊以上であること		